

水道料金が変わります

三崎町水道料金は、他の諸物価が年々上昇しているのにもかかわらず、公共料金であること、水量の問題等から、今日までその改正を押しなが、一方水道施設は、新設、拡張、修繕等数多くの工事を町民生活の向上のため実施してまいりました。

ところで皆さんご承知とは思いますが、水道事業は「水道」だけの「会計」によって運営されています。この会計を「水道事業特別会計」といい、いま申し上げました水道工事に必要な費用や、水道事業を運営してゆくのに必要なすべての費用は、この水道特別会計で負担（支出）してまいります。一方の収入は何かとあります。皆さんから徴収してまいります水道料金が唯一の収入です。

ですから水道料金の収入が支出に見合うものでなければ水道事業の経営はなりたちません。本町の水道事業の場合、支出が収入の約三倍となり赤字経営を遂行しながら続けているわけなのです。

また、私達の住んでいる三崎町の水源は急傾斜地帯で水源が少なく又部落が散在しているため施設を多く必要とします。水道事業を遂行するには都市の水道事業とくらべて非常にむづかしく、費用も多くかかります。これも赤字経営の要素となつております。

以上申し上げましたように約三分の一の料金収入では年々赤字が雪だるま式にふえて行くことは必至で、一日でも早く年次計画をたてて財政再建に努めたいと思つております。

水道事業の財政の内容

本町の水道事業は昭和三十三年に部落宮から町営となり、水道料金もポンプ使用料一六〇円、流水一〇〇円（これは一般家庭用で営業用等は超過料金を加算）と定め昭和三十五年まで続きました。

その後、部落宮当時部落で実施した工事が補償負担金について町が補償することになり、この補償金にあてるため三〇〇円の料金引上げを昭和三十六年度に実施しました。その後は、諸物価の上昇にもかかわらず、水道料金は改正せず、現在まで続いたわけなのです。

一方支出は、水道のな一部には水道施設を、又既設水道には拡張及び修繕等を実施したため昭和四十年三月三十一日現在の財政事情は次のとおりとなっております。

年度	収入	支出	赤字
昭和三十八年度	四八五〇千円	二一七〇千円	赤字
昭和三十九年度	六九一七千円	四八五〇千円	赤字
昭和四十年	九三三〇千円	二一七〇千円	赤字
合計	二一、一五七千円	一〇、〇九〇千円	赤字

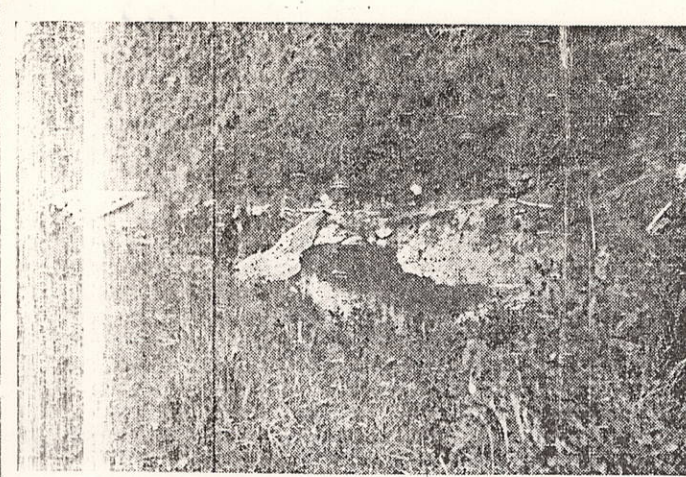
水道特別会計 (39.4.31の1年間)

収入	支出
水道料金 3,970千円	料子金 2,309千円
引込線工事料 350千円	給施設管理費 2,258千円
	人件費 500千円
	電力料 789千円
	修繕費 1,841千円
	公債費 3,358千円
	その他 182千円
	合計 11,237千円

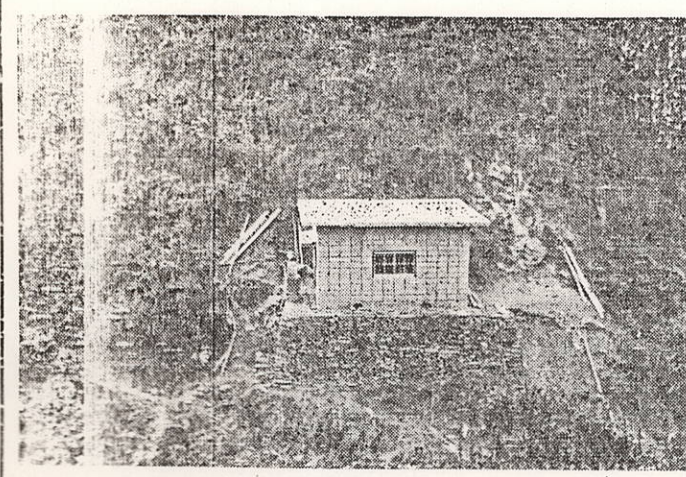
水道料金の改正

一年間の収支の状況でもわかりますように水道料金を現行料金の約三倍にしないといふ必要経費さえもなげなません。しかしながら料金の三倍はとも無理でいろいろの結果、次のとおり改正にふみきりました。

ポンプ使用料
メーター使用料
基本料金十屯まで三〇〇円
超過料金家庭用一屯ますごとに三〇円増
営業用は三五円増
メーターによらないも



西部水道 大谷川水源池



西部水道 大谷川水源池ポンプ室

以上一年間の収支が見こまれ（五月三十一日まで）最終決定は五月が終了なるとはつきりした数字は九一七千円の赤字が予想されます。

農地の転用について

農地を、宅地又は山林など、農地以外に転用するときは農地法の定めるところにより農地法の許可が必要となつております。農地の転用を許可するときは、次の場合を除き必ず農地法の許可申請を行つて下さい。

(註) 農地の転用とは、農地を農地でなくすること、一般には宅地、工場、学校、病院等の施設の用地、道路、林野等の用途に転用することをいいます。

1. 耕作者が農地の保全、利用増進のために行う農地用排水路などの農業施設として転用する場合（ただし五〇坪未満）

2. 土地改良法に基づく土地改良事業によつて、農地を灌漑排水施設、道路その他に転用する場合。

3. すでに、何かの形で農地が転用することを許可している場合。

なお、手続は司法書士（代書）で行いますが、その他詳細は町農業委員会でたずね下さい。

根性を養う絶好季

とかく室内にこもりがちなこの季節、根性を養う絶好季が訪ります。五月からは、昨年のオアシスで

農地の転用について

農地を、宅地又は山林など、農地以外に転用するときは農地法の定めるところにより農地法の許可が必要となつております。農地の転用を許可するときは、次の場合を除き必ず農地法の許可申請を行つて下さい。

(註) 農地の転用とは、農地を農地でなくすること、一般には宅地、工場、学校、病院等の施設の用地、道路、林野等の用途に転用することをいいます。

1. 耕作者が農地の保全、利用増進のために行う農地用排水路などの農業施設として転用する場合（ただし五〇坪未満）

2. 土地改良法に基づく土地改良事業によつて、農地を灌漑排水施設、道路その他に転用する場合。

3. すでに、何かの形で農地が転用することを許可している場合。

なお、手続は司法書士（代書）で行いますが、その他詳細は町農業委員会でたずね下さい。

住所の定義

私たちは誰れでも一定の住所（生活の中心）をもち普通の場合一人ではなく集団（世帯）で生活しています。「この一定の生活の中心」が住所であるといふ、この中心地が転用することを住所の変更といふ。

ただし生活というものは、意味でも特殊な場合がある。例へば入院治療、療養生活、服役等は普通の日常生活とは異なる。したがって「日常生活の場所的を中心地が住所である」。

世帯の定義
世帯とは住居と家計をともにする人の集まりをいふ。したがって

社会教育委員

新しい社会教育委員

福島 三郎（二名津）
宮本 清治（高浦）
金沢 政子（正野）

郵便局より

★四月二十日は郵政記念日

日本ではじめて現在の郵便制度を普及させたのが、明治四年のきよらうです。郵便局へ行つて切手代をまけろとか、配達人が、配達先までお茶を出せなどとこねたというので、飛脚屋と同じぐらいに考えられたからでしょう。

当時は切手に消印をおさなかつたのです。それと同じ切手を二回も三回も使う人がでてきて局を困らせた、うそのような話も伝わっています。

町民の皆さん

役場をお出での際、建設課（土木、産業、水道）にご用の方は別棟にていますので間違のないように（警察の横の物です）なお教育委員と議事事務局は本館二階です。お入り下さい。

昭和四十年度
町内小中学校長
先生の異動

窓口より

町民の皆さん
役場をお出での際、建設課（土木、産業、水道）にご用の方は別棟にていますので間違のないように（警察の横の物です）なお教育委員と議事事務局は本館二階です。お入り下さい。

昭和四十年度
町内小中学校長
先生の異動

窓口より

町民の皆さん
役場をお出での際、建設課（土木、産業、水道）にご用の方は別棟にていますので間違のないように（警察の横の物です）なお教育委員と議事事務局は本館二階です。お入り下さい。

昭和四十年度
町内小中学校長
先生の異動

窓口より

町民の皆さん
役場をお出での際、建設課（土木、産業、水道）にご用の方は別棟にていますので間違のないように（警察の横の物です）なお教育委員と議事事務局は本館二階です。お入り下さい。

昭和四十年度
町内小中学校長
先生の異動

窓口より

町民の皆さん
役場をお出での際、建設課（土木、産業、水道）にご用の方は別棟にていますので間違のないように（警察の横の物です）なお教育委員と議事事務局は本館二階です。お入り下さい。

昭和四十年度
町内小中学校長
先生の異動

窓口より

町民の皆さん
役場をお出での際、建設課（土木、産業、水道）にご用の方は別棟にていますので間違のないように（警察の横の物です）なお教育委員と議事事務局は本館二階です。お入り下さい。

昭和四十年度
町内小中学校長
先生の異動

窓口より

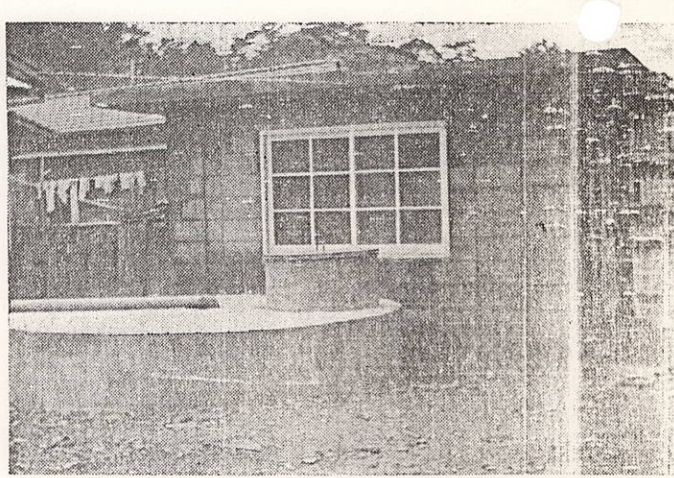
町民の皆さん
役場をお出での際、建設課（土木、産業、水道）にご用の方は別棟にていますので間違のないように（警察の横の物です）なお教育委員と議事事務局は本館二階です。お入り下さい。

昭和四十年度
町内小中学校長
先生の異動

窓口より

町民の皆さん
役場をお出での際、建設課（土木、産業、水道）にご用の方は別棟にていますので間違のないように（警察の横の物です）なお教育委員と議事事務局は本館二階です。お入り下さい。

昭和四十年度
町内小中学校長
先生の異動



三崎簡易水道 三崎ポンプ室並びに水源井戸

あとがき

△先号すなわち四月十日より「みさき」の号より「みさき」の号が変更されている。この図案は教育委員、村井次長考案による。みなさんにもよいアイデアがあらまればお寄せ下さい。

△あれから十年、早いもので三崎村、松名村が合併して今年で十周年。全国各町村に何〇〇年記念行事を華々し、やつて知られる。さて本町も何か記念行事を... 意義あらし、なるべく町民の皆さんに願いたい。